

試験上の注意

●受験のためには次の条件を備えている必要があります。

- a. 有効な登録がなされた科目であること。
- b. 学費納入が済んでいること。
- c. 科目担当者の指定する条件を備えていること。なお、授業日数の3分の2以上の出席がない場合は、科目担当者の判断によって、受験資格を取消すことがある。

●試験場においては次のことを守らなければなりません。

- a. 指定された試験場で受験すること。
- b. 必ず学生証を持参し、机上に提示すること。万一、持参しなかった場合は、その試験の始まる前に証明書自動発行機（発行手数料 100 円）で仮学生証を発行すること。
- c. 持込みを許された物以外はすべて鞆・袋などに入れること。なお、携帯電話（スマートフォン、含む）、パソコン（モバイルPC等を含む）、タブレット端末、スマートウォッチ等の通信機器、携帯音楽プレーヤー等の携帯型録音再生機器等（以下「携帯機器類」という。）については、電源を切って鞆や袋などにしまうこと（携帯機器類は時計代わりの使用も認めない）。
- d. 試験開始より 15 分以上遅刻したものは受験できない。また、試験開始後 30 分を経過するまでは退室できない。
- e. 受験者は学生証と答案用紙の氏名との照合確認を受けること。
- f. 答案用紙の学生ID、氏名は必ずペン書とする。
- g. 試験を放棄する場合も答案用紙に学生ID、氏名を記入して提出すること。答案用紙を持ち帰ってはならない。
- h. その他すべて試験監督者の指示に従うこと。

●次の場合には、その答案は無効とみなされることがあります。

- a. 無記名の場合。
- b. 指定された試験場で受験しなかった場合。
- c. 氏名を訂正した場合。

●次の行為は、不正行為として取り扱います。

- a. 本人以外の者が、本人になりすまして試験を受けること。
- b. 試験を受験するにあたって、机上や衣服、身体等へ書き込みをすること。
- c. 試験を受験するにあたって、持ち込みや使用を認められたものに書き込みをする等、本来の使用目的と異なる使い方をすること。
- d. 試験時間中に、カンニングペーパー類や持ち込みを許可されていない参考書・ノート類を持ち込んだり、他の受験生の答案を見ること、他の人から答えを教わること。
- e. 試験時間中に、答えを教える等の他の受験生を利するような行為をすること。
- f. 答案用紙配付から回収までの私語や答案の見せ合い、交換をすること。
- g. その他、試験監督者の指示に従わないこと。

●次の行為は、不正行為として取り扱う場合があります。

- a. 試験時間中に、使用を認められていない用具を使用して解答すること。
- b. 試験監督者の試験開始の指示の前に、解答を始めること。
- c. 試験監督者の試験終了の指示の後に、筆記用具や消しゴムを持ち続けていたり、解答を続けていたりすること。
- d. 試験場において、他の受験生の迷惑となる行為をすること。
- e. 試験時間中に、携帯電話（スマートフォンを含む）、パソコン（モバイルPC等を含む）、タブレット端末、スマートウォッチ等の通信機能を有する機器、携帯音楽プレーヤー等の携帯型録音再生機器等（以下「携帯機器類」という。）を身に付けていたり、指示された以外の場所・状態で保管していること。
- f. 試験時間中に、携帯機器類・時計等の音（着信、アラーム、振動音等）を鳴らすこと。
- g. その他、試験の公平性を損なう行為をすること。

●前2項の不正行為があつて、当該学部教授会がそれを認定した場合は、その試験が実施された学期中の全科目を不合格（2004年度生以降）または0点（2003年度生以前）とし、これを公表する（ただし、当該教授会が定める科目については除く）。